岩手県告示第551号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第１項の規定により、法第３条第１項の許可を次のとおり取り消した。

令和８年10月13日

岩手県知事　達　増　拓　也

１（１）　処分をした年月日　令和８年９月４日

（２）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　株式会社ヌマタ・オン・ザ・ルーフ

イ　主たる営業所の所在地　遠野市青笹町糠前９地割１番地11

ウ　代表者の氏名　郷六広幸

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－７）第6875号

（３）　処分の内容　屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（４）　処分の原因となった事実　令和８年９月２日付けで屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。

２（１）　処分をした年月日　令和８年８月26日

（２）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　インサイト

イ　主たる営業所の所在地　北上市北鬼柳22地割91番地３

ウ　代表者の氏名　星健一

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－８）第50301号

（３）　処分の内容　大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（４）　処分の原因となった事実　令和８年８月26日付けで大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。

３（１）　処分をした年月日　令和８年８月26日

（２）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　有限会社双葉施工

イ　主たる営業所の所在地　胆沢郡金ケ崎町西根油地28番地１

ウ　代表者の氏名　牛光遠

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－３）第60135号

（３）　処分の内容　土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（４）　処分の原因となった事実　令和８年８月24日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。

４（１）　処分をした年月日　令和８年９月３日

（２）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　伸栄商事株式会社

イ　主たる営業所の所在地　二戸郡一戸町高善寺字大川鉢18番地１

ウ　代表者の氏名　田中由美子

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－６）第150059号

（３）　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（４）　処分の原因となった事実　令和８年９月１日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。